



eSocial及 びEFD- REINFへの 対応

July 4, 2017





eSocial 及び EFD-REINF とは？

eSocial及びEFD-REINF適用によって何がかわる？

- ✓ 全ての情報が電子的に提出される。
- ✓ 提出のタイミングが年次→月次となる情報がある。
- ✓ 今まで提出していないような情報も今後提出が必要となる。(休暇情報、労務訴訟進捗状況、労災レポート、解雇通知 等)
- ✓ すべての情報が電子データでブラジル政府に提供されることから、これらの情報の整合性を政府が確認できるようになる。((例)電子会計帳簿の給与情報とeSocialの給与情報、サービス提供側で受領側での源泉税の情報など)そのため、もし情報間の不整合がある場合には、問合せを受ける可能性。
- ✓ 社会保険やFGTSの金額について、会社ではなくブラジル政府が計算するようになる(ただし、いつから開始されるかは現時点では未定)
- ✓ なお、eSocial及びEFD-REING適用開始後も暫く現状のシステムとの並行稼働となる予定。

eSocial及びEFD-REINFとは？



- ✓ **eSocial** (Digital Bookkeeping System for Tax, Social Security and Labor Obligations)とは、ブラジル連邦政府主導により進められたプロジェクトであり、税、社会保障義務の統一及びそのデジタル化を目的としたシステムです。
- ✓ **eSocial** は、ブラジル連邦政府主導で進められているSPED(*)として知られている電子帳簿化システムの中心の1つとして位置づけられております。
(*)SPEDは、電子インボイス(NF-e)、電子税務帳簿(Tax EFD- ICMS and IPI)、電子税務帳簿 – 社会負担金(EFD Contribution – PIS/COFINS), 電子会計帳簿(ECD)といった電子帳簿システム全体を指します。
- ✓ **EFD-REINF**も、また、SPEDの一部であり、源泉税、サービスの支払い、その他の社会保険義務に関する情報を報告することを目的としたシステムであり、次のような取引を対象としています。
 - サービスにかかる源泉税
 - 農産物の商業取引
 - 売上に対する社会保険
 - サッカーチームスポンサー

eSocialとは？

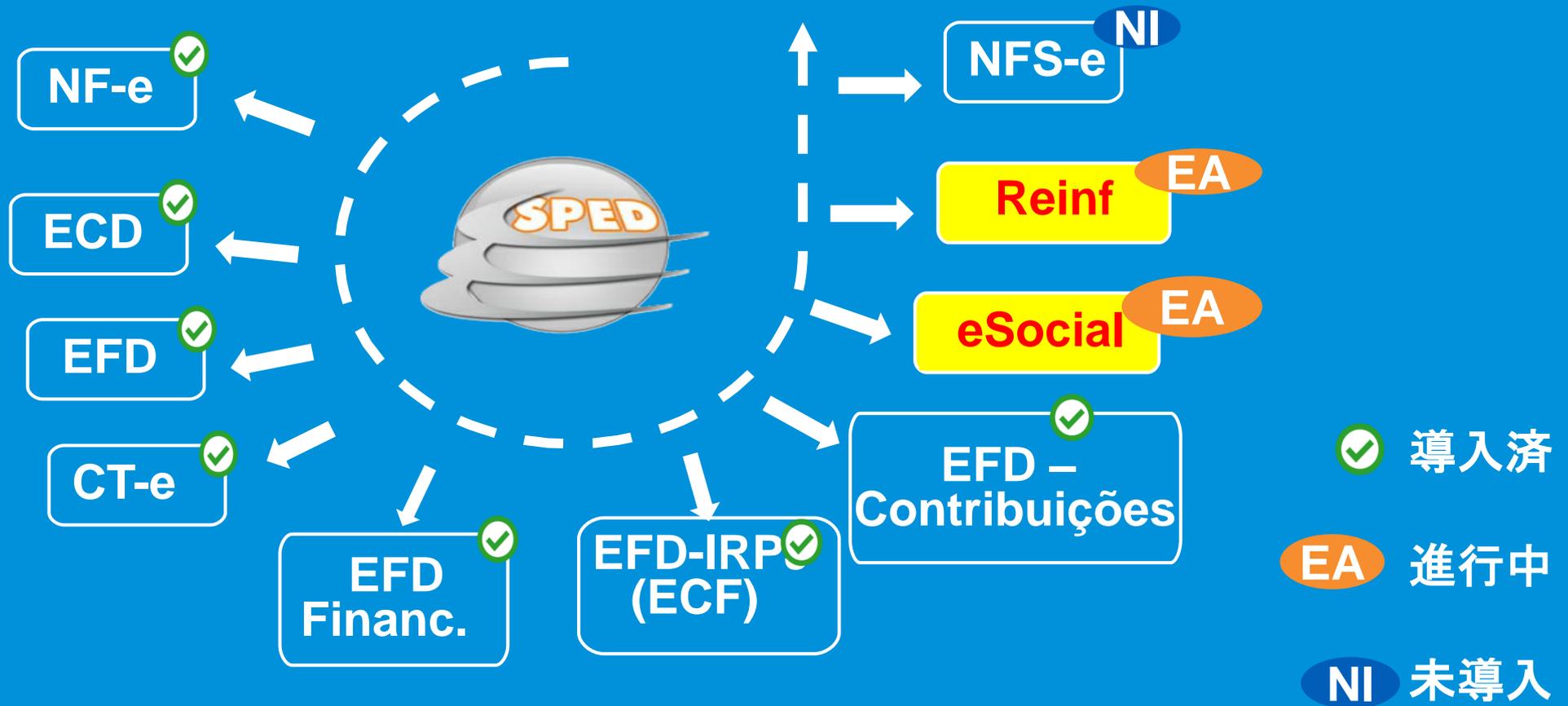
CAIXA



e.g. 税務及び社会保障義務	- FGTS (勤続期間補償基金)	- INSS (社会保険料)	- IRRF (源泉税)	- 労働者権利
	✓ GFIP/SEFIP (FGTS支払い明細及び社会保障に関する情報の収集)	✓ GFIP/SEFIP (FGTS支払い明細及び社会保障に関する情報の収集)	✓ DIRF (源泉税に関するレポート) ✓ MANAD (電子申告の標準マニュアル)	✓ RAIS (社会保険年間レポート) ✓ CAGED (雇用。非雇用登録情報)
	月次ベース	月次ベース	年次ベース	それぞれ年次及び月次ベース



SPEDプロジェクトの進捗状況



eSocial及びEFD-REINFの統合



DCTF WEB とは？

- ✓ GFIPに変わる電子ツールであり、eSocial及びEFD-REINFの情報が入力されたものとなります。
- ✓ この電子ツールにより、社会保険、FGTS及び給与にかかる源泉税が自動で計算されるようになります。
- ✓ 会社は、FGTS, 社会保険、源泉税といった支払明細をDCTF WEBを通じて作成することになります。



DCTF WEB - Template

1

Receita Federal
DCTF-WEB

Tabela de Vinculação Ajuda -

Filtros

Período de Apuração Inicial: 01/01/2014 Período Final: 31/12/2014 Categoria de Declaração: Todas as Categorias Número de Recibo: []

Situação da Declaração

Em Andamento Excluída Indevida Todas
 Ativa Retificada Em Processamento

Relação de Declarações

Período de Apuração	Data Transmissão	Categoria	Tipo	Sem Movimento	Situação	Débito Apurado	Saldo a Pagar	Serviços
2014	28/04/2015 14:59:20	13º Salário	Retificadora	<input type="checkbox"/>	Ativa	4.600,00	2.600,00	[] [] []
12/2014		Geral	Retificadora	<input type="checkbox"/>	Em andamento	11.000,00	11.000,00	[] [] []
12/2014	28/04/2015 15:51:27	Geral	Retificadora	<input type="checkbox"/>	Ativa	11.000,00	11.000,00	[] [] []
11/2014	29/04/2015 10:16:40	Geral	Retificadora	<input type="checkbox"/>	Ativa	2.400,00	4,00	[] [] []
10/2014	29/04/2015 10:14:52	Geral	Retificadora	<input type="checkbox"/>	Ativa	3.100,00	4,00	[] [] []
09/2014	29/04/2015 10:12:37	Geral	Retificadora	<input type="checkbox"/>	Ativa			[] [] []

Serviços

- Editar**
- Excluir**
- Transmitir Declaração**
- Visualizar Declaração**
- Retificar**
- Visualizar Recibo**



eSocial及びEFD- REINF の適用時 期



eSocialの適用時期



2018年1月1日～： 2016年度の年間総売上高が78百万リアル超の会社



2018年7月1日～： 2016年度の年間総売上高が78百万リアル以下の会社。



なお、eSocialを通じて提出される労働衛生に関する情報については、最初の義務の日から6ヶ月経過後に提出されることとなります。また、導入段階に提出される情報のテスト環境は、IT企業については、2017年6月26日から2017年7月31日まで、また、全ての企業に対しては、2017年8月1日から2017年12月末まで可能となります。

EFD-REINFについてのテスト環境は、2017年8月以降が予定されています。



eSocial及びEFD- REINFの影響 は？

eSocial導入による主な影響は？

✓ eSocialは、44のフォーマット/テーブルと約1,911のファイルを含んでおり主に以下のとおりに分類されます。



1.	導入段階	登録情報	e.g. S-1000 雇用主、 貢献者、会社情報	2つのフォーマット
2.	運用段階	その他のテンプレートのための サポート情報	e.g. S-1010 – 給与情報	10のフォーマット
3.	定期的情報	定期的に報告される情報	e.g. S-1200 – 社会保険 庁へ提出される従業員の 給与情報	11のフォーマット
4.	非定期的情報	特定の状況において報告される 情報	e.g. S-2200 – 新規雇 用者	21のフォーマット

eSocial導入による主な影響は？



人事	IT	法務	労働衛生	会計/税務
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 雇用関係: 入社、退職、休暇、昇給、事前通知 等 ✓ 給与 ✓ 社会保険 (INSS), 勤続期間補償基金 (FGTS), 源泉徴収税 (IRRF) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ システム間のインターフェース ✓ 情報の入手 ✓ 情報セキュリティ 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労務訴訟/係争. ✓ 裁判着手金 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ PPRA (環境リスクの予防プログラム). ✓ PCMSO (労働者の職業的健康及び安全コントロールプログラム). ✓ PPP (社会保険及び専門家プロフィール) ✓ 労災 ✓ 欠勤 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自営業者 ✓ アウトソース従業員 ✓ 会計情報 ✓ 税務支払情報

EFD-REINF導入による主な影響は？



会計/税務

- 請求書リスト
- 支払いレポート
- 会計情報



法務

- 労働訴訟/係争



IT

- システム間のインターフェース
- システムのカスタマイズ
- 情報セキュリティ



調達

- ベンダーデータ
- 請求書マネジメント



eSocial及びEFD- REINF 適用に当 たったの検討事項

eSocial及びEFD-REINF適用に当たっての 検討事項

1. 税務、労務社会保険コンプライアンス

現時点における税務、労務、社会保険の法律/規則への遵守状況のレビューが必要と考えられます。

2. 会社の文化/内部統制の見直しの検討

労務に関する情報は、RET (“Registro de Eventos Trabalhistas” 労務情報登録) と呼ばれるデータベースに登録されることとなります。原則的には、事実の発生後すぐに登録するため、それが実施できる体制の整備が必要となります。

((例) 従業員採用情報、労働衛生関係 等)

3. 分散化されている情報の集約:

必要な情報を様々なシステムから入手する必要があります。

((例) 会計ERPシステム、給与システム、訴訟状況、購入システム、従業員の採用、退職 等)

eSocial及びEFD-REINF適用に当たっての 検討事項

4. 電子化されていない情報の電子化:

現在、電子化されていない情報を電子化するためのシステムのカスタマイズや開発が必要となる可能性があります。

((例)従業員採用情報、労働衛生関係 等)

5. システム間のインターフェース:

既存システム、弁護士事務所の情報、エクセルファイル、テキストファイル、XMLファイルで保存されている情報間のインターフェースの検討が必要となる可能性があります。

6. 既存システムに保存されている情報の不整合の整理:

既に存在するMANAD, GFIP/SEFIP, DIRF, RAIS, CAGEDといったシステム間に既に情報不整合が存在している可能性があります、その整理が必要となる可能性があります。



eSocial 導入事例

eSocial導入事例



影響のあったプロセス数

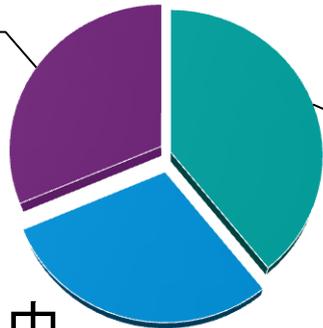
約150 - 250 プロセス (子会社を有する大会社)

eSocial対応状況

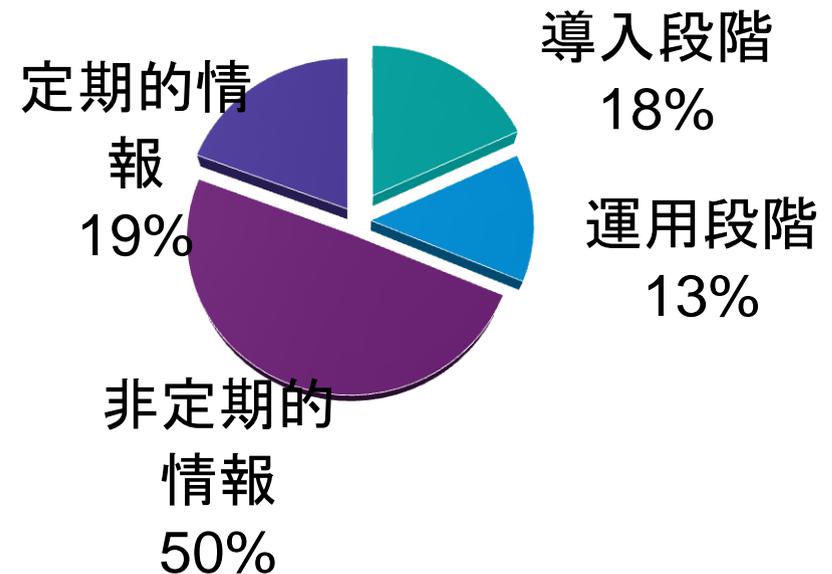
不明
[PERCENTAGE]

対応済
[PERCENTAGE]

対応中
[PERCENTAGE]



何かしらの対応が必要であった割合



Source: KPMG調査 (2016年度後半に約100社の大会社を対象)



eSocial及びEFD- REINF へ準拠できない 場合の主なリスク

eSocial及びEFD-FEINGに準拠できない場合の 主なリスク

- ✓ eSocial及びEFD-REINF要求事項への準拠が内部統制に影響を及ぼす可能性もあり、その場合、様々な部署間の調整が必要となる可能性があります。
- ✓ eSocial及びEFD-REINFを通じて提出された情報は電子データベースを通じて直ちに電子的に調査対象となります。
- ✓ 会社は、社会保険、FGTS、源泉税の計算の基礎となる詳細なデータ(給与、ボーナス、手当、社会保険率等)を提出する必要があります。
- ✓ 政府が全てのまた詳細な給与情報を有することになります。
- ✓ 税務、労務、社会保険の基準に準拠性について更なる調査の対象となります。ブラジル政府は、eSocial及びEFD-REINF導入により、税及びペナルティの回収を意図しております。
- ✓ eSocial及びEFD-REINFに遵守できない場合には、月次で社会保険及び源泉税の支払いが出来なくなり、支払遅延の場合には、ペナルティーが20%から75%+金利が発生することになります。また、eSocial及びEFD-REINF準拠できない場合、SPEDへ準拠できないことになり、この場合、SPED未遵守としてのペナルティー(売上高の3%)が発生する可能性があります。



eSocial and EFD-
FEINF適用に向けて
今すべきこと

適用にあって今すべきこと



- ✓ 適用に向けての現在の状況把握

→ もしまだ適用に向けて準備ができないとすると???

(例)

- ✓ 現状のシステム/内部統制の把握と適用後に必要となる事項のギャップ分析
- ✓ eSocial及びEFD-REINF適用に当たってシステム会社との協議
- ✓ eSocial及びEFD-REINF適用に当たっての内部統制、システムの見直し、導入



eSocial及びEFD-REINF適用に向けてマネジメントのイニシアティブが求められます!!!

ご清聴有難うございました。

Contact us:

吉田幸司

Head of GJP Latin America

Seconded Partner

Tel.: (11)3940-3643

kojiyoshida1@kpmg.com.br

Valter Shimidu

Partner

Tel.: (11) 3940-3269

vshimidu@kpmg.com.br

Regina Moraes

Senior Manager

Tel.: (11) 3940-6575

rmoraes@kpmg.com.br

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するように努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。